

## ◇ 模擬講義のテーマ ◇

「18歳・19歳の法律上の新たな位置づけ — 少年法令和3年改正について考える —」

## ◇ 《設問1》(模擬講義の要点整理)の解答例 ◇

少年法は、20歳未満の非行のある少年に対し、保護主義に重点を置き、成人と異なる特別の措置を講じる法律である。民法や公職選挙法等で18歳・19歳の法律上の位置づけは変わってきているが、令和3年の少年法改正では、18歳・19歳に少年法を適用することを維持しつつ特定少年と位置づけた上、原則逆送となる対象犯罪を広げ、一定の推知報道も許容した。その一方、ぐ犯少年のカテゴリーからは外すという方策が採られた。(194字/半角数字は2つで1字扱い)

※キーワード(カッコ内は書かれなくても可)

少年法、制裁よりも保護(※または、「保護主義」、特定少年、推知報道、ぐ犯少年)

## ◇ 《設問2》の論題と評価の視点 ◇

〔論題〕

18歳・19歳の非行への対応として少年法令和3年改正で採られた措置は、少年法の運用に、今後いかなる変化をもたらすと考えられるか？改正前と比較しながら、600字以内で意見を述べなさい。

〔評価の視点〕

- ・令和3年改正以前の動向と、令和3年改正の双方を対比して論述している場合は、得点率60%を基準とします。
- ・令和3年改正以前の動向に全く言及していない(対比がない)場合は、得点率40%を基準とします。
- ・令和3年改正に全く言及していない場合は、得点率20%を基準とします。
- ・令和3年改正以前の動向と、令和3年改正の単純な対比を超えて、①新たな提案といえるものが提示されている、②論理的な肯定的ないし否定的検証がなされている、③18歳・19歳の成熟度ないし未成熟度に明示的に言及した検証がなされている、等の論述については、内容に応じて加点します。